

平成15年5月19日

各 位

会 社 名 あいおい損害保険株式会社  
代表者名 取締役社長 瀬 下 明  
(コード番号 8761 )  
( 上場証券取引所 東 大 名 札 )  
問合せ先 総務部長 大野 隆 介  
( TEL 03 - 5424 - 0101 )

自己株式の取得枠設定及びストックオプションとして  
新株予約権を発行することに関するお知らせ

1. 自己株式の取得枠設定に関するお知らせ

当社は、平成15年5月19日開催の取締役会において、商法第210条の規定に基づく自己株式の取得枠設定の承認を求める議案を、平成15年6月27日開催予定の当社第2回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

機動的な資本政策を遂行することが可能となるように、商法第210条の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定するものであります。

2. 自己株式の取得の内容

- |                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類  | 当社普通株式                           |
| (2) 取得する株式の総数  | 5千万株(上限)<br>(発行済株式総数に対する割合 6.6%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 150億円(上限)                        |

上記の内容につきましては、平成15年6月27日開催予定の当社第2回定時株主総会において、「自己株式の取得枠設定の件」が承認可決されることを条件といたします。

## ．ストックオプションとして新株予約権を発行することに関するお知らせ

当社は、平成 15 年 5 月 19 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、以下の要領により、当社及び関係会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を、平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社第 2 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、株主利益の向上を図ることを目的として、当社及び関係会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

#### 2．新株予約権発行の要領

##### ( 1 ) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 5,000,000 株を総株式の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、以下の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

##### ( 2 ) 発行する新株予約権の総数

5,000 個を上限とする。( 新株予約権 1 個当たりの株式数 1,000 株。ただし、前記 ( 1 ) に定める株式の数の調整を行った場合は、その調整に従う。 )

##### ( 3 ) 新株予約権の発行価額

無償とする。

##### ( 4 ) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の行使に際して払込をすべき金額は、新株予約権の行使により発行または移転する 1 株当たりの払込金額 ( 以下「行使価額」という。 ) に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日 ( 取引が成立しない日を除く。 ) における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値、または、新株予約権の発行の日の終値 ( 取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値 ) のいずれか高い金額に 1.10 を乗じた金額 ( 1 円未満の端数は切り上げ ) とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合には、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使による場合は、行使価額の調整を行わないものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行または処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額または譲渡価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社が保有する自己株式の数を除く。

(5) 新株予約権の権利行使期間

2005年7月1日から2007年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または関係会社の取締役、執行役員及び従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職、会社都合退職等の場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に上記(6)、及びにより本新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

上記の内容につきましては、平成15年6月27日開催予定の当社第2回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上